

令和8年度スタートアップ創出セミナー・ワークショップ開催業務委託仕様書

本仕様書は、令和8年度スタートアップ創出セミナー・ワークショップ開催業務委託について、受託事業者に対する業務内容を示すものであり、受託事業者は、次の業務を長崎県産業労働部新産業推進課（以下「県」という。）と十分な連携を図り実施するものとする。

1 委託する事業の目的

本事業は、県内全域におけるスタートアップの創出や育成を目的として、県が別途開催する投資家とスタートアップ等とのマッチングイベントへの登壇者の増加等を図るため、スタートアップ経営者等によるセミナーやワークショップ等（以下「セミナー等」という）を実施する。

2 業務委託の期間

委託契約締結日から令和9年2月28日まで

3 事業の概要

業務の実施内容は、以下のとおりとする。

(1) 県内全域におけるセミナー等の開催

- ・セミナー等の参加者は、新たにスタートアップを目指そうとする者のほか、事業の拡大やブラッシュアップを図る者等とする
- ・各市町や商工会、商工会議所、金融機関等の支援機関やスタートアップ関係者等を通じて積極的・効果的な広報を行い、参加者の増加に努めること
- ・セミナー等では、地方のスタートアップ経営者等を講師とし、その体験談を共有する等により、参加者の起業や事業拡大等への挑戦意欲を高めること
- ・セミナー等は、以下のア～オの各地区において、それぞれ1回以上開催すること
ア 佐世保 イ 平戸・松浦 ウ 雲仙・南島原 エ 東彼杵・川棚・波佐見
オ 上五島
- ・セミナー等の開催時間は、1回につき2時間以上とすること
- ・受託事業者において、本事業の目的及び内容に適した会場を確保し、借り上げを行うこと
- ・開催に必要となる機材等一式は受託者において準備すること

●以下の項目について企画提案書に記載すること。

①セミナー等の開催について

- ・実施体制
- ・セミナー等の開催スケジュール
- ・参加者を募集する効果的な方法（チラシ、ホームページ、SNS等）
- ・県内の支援機関やスタートアップ関係者等との連携による参加者の増加に向けた効果的な広報の方法 等

②セミナー等の内容について

- ・セミナー等の内容（参加者の挑戦意欲を高めるための工夫）
- ・セミナー等の開催回数、開催予定の会場、講師候補者（地方のスタートアップ経営者等）等

(2) セミナー等の参加者とスタートアップ等支援機関との関係構築

セミナー等の参加者が、受講後、県スタートアップ交流拠点C O - D E J I M A等の支援機関を活用できるような仕組みを構築すること

●上記の仕組み構築のための取組等を企画提案書に記載すること。

(3) 県内のスタートアップ創出及び育成等を効果的に推進するための独自提案

●独自の提案がある場合、企画提案書に記載すること。

4 報告・協議

受託者は、事業の円滑な遂行を図るため、委託者に対し定期的に進捗状況の報告を行うとともに、必要に応じて委託者と協議（打合せ）を行うこと。また、委託者から説明又は資料提出等の求めがあった場合には、速やかにこれに応じるものとする。

5 業務完了報告

(1) 本業務完了後、契約期間内に下記の書類を提出すること。

①業務完了報告書 1部

②実績報告書 2部

(2) 提出場所

〒850-8570 長崎市尾上町3-1

長崎県 産業労働部 新産業推進課 スタートアップ担当